

海外無登録業者にご注意ください

- ◆ 金融商品取引業の登録を受けていない<u>海外業者とのFX取引等にかかるトラブル</u> が多発しています。
- ◆ FX取引等を行うにあたっては、<u>業者の登録(我が国の「金融商品取引法」に基づく登録)の</u> 有無を必ず確認してください(金融庁や当局のホームページで確認できます)。

海外無登録業者とは

- 海外に所在する業者であっても、日本の居住者を相手方として金融商品取引業を 行う場合は、原則として、金融商品取引業の登録が必要です。
- ◎ 登録を受けずに金融商品取引業を行うことは法律で禁止されています。

海外 無登録業者!

近年、海外業者が、金融商品取引法上の登録を得ることなく、日本国内の一般 顧客を相手方として、店頭FX取引等の金融商品取引業を行うケースが多発!

海外無登録業者の問題点① ~出金に応じてもらえない等のトラブルが多発~

■ インターネット広告、資産運用セミナー、自動売買ソフトの購入等を介して、海外業者とのFX取引等を勧誘され、口座開設、海外への送金手続を行ったが、その後、出金に応じてもらえなくなった、連絡が取れなくなった等のトラブルが多発しています。

利用者から寄せられた相談例

- ① 業者に出金依頼を行ったが、様々な理由をつけ、一向に出金に応じてもらえない。
- ② 電子メールでやり取りをしていたが、<u>突然業者からの返信がなくなった</u>。他に連絡の手段がわからず、途方にくれている。
- ③ 運用成績が良いとのことで追加投資を求められたが、出金をお願いしたところ、 今朝になって突然、残高がゼロになったと回答があった。 そんなことがあるのか。

海外無登録業者の信頼性を確認することや、トラブルが発生した際に追及を行うことは極めて困難!



海外無登録業者とのやり取りは、 メールやパソコン画面のみ! 本当に信用して大丈夫?

> 自動売買ソフトの利用に、 海外無登録業者への口座開設が必要!? 本当に海外送金して大丈夫?

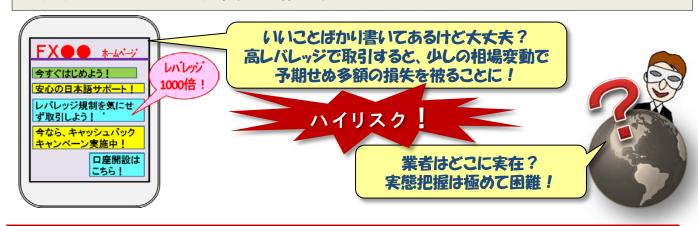
海外無登録業者の問題点② ~極めてハイリスクの取引を提供~

■ 海外無登録業者の中には、日本国内のレバレッジ規制を遥かに上回る高レバレッジを「宣伝文句」として、FX取引の勧誘を行う例も(例:証拠金の1000倍の取引が可能!)。

(注)レバレッジ規制とは、預託した証拠金の25倍を超える額のFX取引を禁止する規制。

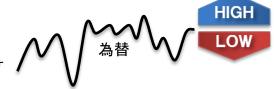
我が国では、投資家保護等の観点から、個人向けの店頭FX取引にかかるレバレッジは、25倍までに制限されており、登録を受けた正規の金融商品取引業者には、当該規制が課されています。

他方、海外無登録業者が提供する取引にはこうした規制がかかっておらず、 金融商品取引法上の投資家保護が受けられません。



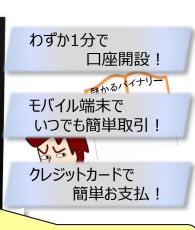
海外無登録業者の問題点③ ~バイナリーオプション取引におけるトラブル~

- 「海外バイナリーオプション取引で簡単に儲かる」などのインターネットや雑誌の広告、「一日で何十万円儲かった」などの成功体験を記載したブログ等を信じ、海外無登録業者に口座開設し取引したところ、『多額の損失を被った』『業者が出金に応じてくれない』『業者と連絡が取れない』などのトラブルが急増しております。
 - ▶ バイナリーオプション取引とは、満期時(権利行使期限)において、為替相場が上がるか下がるかを予想するもので、例えば、事前に予想した権利行使価格を上回った(または下回った)場合に、金銭を受け取ること(ペイアウト)ができる「オプション取引」です。





「貯金が1か月で300万増えました」
「何の取り柄もないワタシですが・・・
30分で10万円もうけちゃった♪」
「ニートの俺は、海外のBinary▲▲の
バイナリーオプションだけで暮らしてます」
「あの話、まじだったー!
● ● Optionで俺も儲けたぜ(^^)v」



今すぐ簡単に儲かるような 業者の広告やホームページ 本当に信じて大大夫?

安易に信用してしまうと・・

誰が書いているか分からない プログを信じて大丈夫? 業者が成りすましているのかも!?

利用者から寄せられた相談例

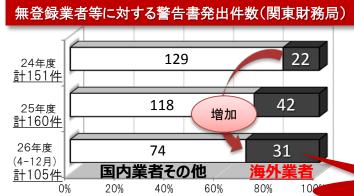
- 1) 入金以降、取引をしていないのに残高が減っている。詐欺ではないか。
- ② クレジットカードで10万円を支払った。ネットの情報で<u>業者が無登録警告を受けて</u>いることを知り返金を求めたが、複数回の取引が条件であると拒否されている。
- ③ 返金を受けるため、業者に言われるまま、<u>運転免許証とクレジットカードのコピーを</u> 送ったところ、業者と連絡が取れなくなってしまった。個人情報は大丈夫だろうか。

海外無登録業者に対する当局の対応

■ 当局では、利用者からの情報等に基づき実態把握を行い、無登録で金融商品取引業を行う者等に対し、警告書を発出するとともに、注意喚起の観点から、<u>業者名を公表</u>しています。

海外無登録業者への警告が増加しています!

➢ 警告件数累計 (平成22年4月~平成26年12月末) は104件!



これが海外無登録業者の実態!

- 法人の実態(所在地や代表者等)不明!
- 所在地が海外の私書箱!
- る 同一業者が異なる名称(●●Option、
 Binary▲▲など)のWEBサイトで勧誘!
- 業者名や所在地をコロコロと変更!
- 外国語表記のない日本語WEBサイト

全警告の約3割が海外業者!

FX取引等にあたっては、金融商品取引業の登録の有無や警告書の 発出状況を確認してください。

※登録業者の一覧は、金融庁ホームページ「<u>免許・許可・登録等を受けている業者一覧</u>」、警告業者の一覧は、 同「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」に掲載しています。

> 海外であっても安易な儲け話はありません! 自分だけは大丈夫と思わないでください!

海外無登録業者とは一切関わらないことが大切!

海外無登録業者に関する相談、情報提供はこちらまで! 関東財務局 理財部 証券監督第1課(無登録業者担当) Tel 0 4 8 - 6 1 3 - 3 9 5 2